

(仮称)「道の駅ようか」整備事業

# 応 募 要 綱

平 成 1 7 年 6 月

養 父 市

## 募集にあたって

養父市（以下「市」という。）は、（仮称）「道の駅ようか」整備事業（以下「本事業」という。）を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI法」という。）に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施するため、平成 17 年 1 月 14 日に公表した「（仮称）道の駅ようか整備事業実施方針」並びに実施方針に対する意見を踏まえ、本事業を PFI 事業として実施することが適切であると認め、PFI 法第 6 条の規定により、平成 17 年 5 月 16 日、本事業を「特定事業」として選定しました。

本応募要綱は、市が本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を、「**総合評価一般競争入札**」方式により**募集及び選定する**にあたり配布するものです。

本応募要綱に添付する（仮称）「道の駅ようか」関連図面、（仮称）「道の駅ようか」整備事業要求水準書及び様式集は、本応募要綱と一体のものとし、なお、本応募要綱と実施方針に相異がある場合は、本応募要綱の規定が優先するものとし、本応募要綱に記載のない事項は実施方針によるものとします。

## 目次

1．事業の概要	1
(1) 事業の名称	1
(2) 事業の基本的考え方	1
(3) 公共施設の管理者の名称	1
(4) 事業の内容	1
概要	1
事業場所及び立地条件	1
土地の供与	2
施設の基本的な要件	2
事業期間	3
事業者の業務範囲	3
事業の形態	4
上記に係わる税務上の必要配慮事項	4
施設の使用料	5
事業に必要とされる根拠法令等	5
(5) 事業に係わる日程（スケジュール）	5
2．応募手続き	6
(1) 応募方法及び選定手続き	6
(2) 応募要綱の配布、説明会、質問の受付・回答	6
(3) 資格審査書類（参加表明書等）の提出	8
(4) 提案書審査書類の提出	8
(5) 問い合わせ先等	9
3．応募要件等	10
(1) 応募者の構成等	10
(2) 応募者の資格要件	10
4．事業者の選定	11
(1) 事業者の選定方法	11
(2) 養父市PFI事業審査委員会	11
(3) 審査事項	11
(4) 資格審査での評価基準	12
(5) 提案書審査での選定・評価基準	12
(6) 落札者の選定結果通知及び公表	14

5 . 応募に関する主な項目	15
(1) 事業の実施に係わる条件	15
(2) 期待される道の駅施設の機能と役割及び事業者によるサービスの内容	15
(3) サービス対価について	15
(4) 施設整備及び施設運営に係わる提案	17
事業遂行能力の提案	17
事業運営計画の提案	17
維持管理計画の提案	17
資金・収支計画	17
施設計画の提案	17
(5) 資金調達等に係わる留意事項	18
(6) 応募に係わる留意事項	18
費用の負担	18
提出書類変更の禁止	18
使用言語及び単位	18
知的財産権等	18
市からの提示資料等の取り扱い	19
必要保険付保	19
その他	19
6 . 契約の基本条件	20
(1) 事業についての協定等	20
一般的規定	20
サービス提供に係る規定	20
利用料金とサービス対価に関する規定	20
契約終了時の規定	20
事業破綻時の対応	20
その他	21
(2) 想定される市と事業者の責任及びリスクの分担	21
基本的な考え方	21
想定されるリスクと責任分担	21
(3) 市による事業の実施状況の監視	21
設計・建設状況の確認	21
施設運営状況の確認	22
施設の維持管理状況の確認	22
(4) サービス対価支払に関する基本的な事項	22
(5) 事業の継続が困難となりうる場合における措置に関する事項	22
事業者側の事由により事業の継続が困難になった場合	22

市側の事由により事業の継続が困難になった場合-----	23
不可抗力事由の場合-----	23
<b>(6) 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合に関する事項-----</b>	<b>23</b>

## **様式集**

### 申込、質問

- (様式 1) 応募要綱説明会参加申込書
- (様式 2) 応募要綱等に関する質問書

### 参加表明書・資格審査

- (様式 3) 参加表明書・資格審査提出必要書類一覧
- (様式 4) 参加表明書
- (様式 5) 企業活動の状況
- (様式 6 - 1) グループ構成表(構成事業者)
  - (添付資料)
  - ・会社概要
  - ・法人登記簿謄本及び会社経歴書
  - ・応募者の資格を証する書類の写し
  - ・直近事績 3 年の貸借対照及び損益計算書
- (様式 6 - 2) グループ構成表(支援事業者)
- (様式 6 - 3) グループ構成者追加承諾書
- (様式 6 - 4) グループ構成者の追加(構成事業者、支援事業者等)
- (様式 7) 事業実績に関する調書

### 提案書審査

- (様式 8) 提案書審査提出必要書類一覧
- (様式 9) 入札書
- (様式 10 - 1) 提案書審査書類提出書
- (様式 10 - 2) 提案書審査辞退届
- (様式 11) 本事業の実施体制
- (様式 12) 設計業務・建設業務実施体制
- (様式 13) 運営業務・維持管理業務実施体制
- (様式 14) 事業遂行についての提案書
- (様式 15) 事業運営計画の提案書
- (様式 16) 施設別事業運営計画の提案書
- (様式 17) 料金設定及び需要見積書
- (様式 18) 地域振興についての提案書

- (様式 19) 維持管理についての提案書
- (様式 20) 施設計画提案書
- (様式 21) 施設面積計画書
- (様式 22) 施設仕様書
- (様式 23) 什器備品一覧表
- (様式 24) 整備費見積書
- (様式 25) 市のサービス対価総額
- (様式 26) 市の財政負担額
- (様式 27) 資金調達計画書
- (様式 28 - 1) 長期収支計画書
- (様式 28 - 2) 長期収支計画書 (基礎資料)
- (様式 29) その他特記事項

#### 別添資料

- ・(仮称)「道の駅ようか」整備事業応募要綱・様式集
- ・(仮称)「道の駅ようか」整備事業要求水準書
- ・(仮称)「道の駅ようか」整備事業に係るリスクの種類とリスク分担(案)

## 1. 事業の概要

### (1) 事業の名称

(仮称)「道の駅ようか」整備事業

### (2) 事業の基本的考え方

本事業は、市が求める総合的な地域産業の振興を図るための核施設と位置付けています。北近畿豊岡自動車道(仮称)「八鹿インターチェンジ」に近接する立地条件に優れた場所に施設の整備を行い、「地域産業振興・地域連携機能」及び「リフレッシュ機能」に、これらの機能を高度化させるために「情報・発信機能」を加え、道の駅の独自性を大きく打ち出し、農林水産業の活性化と地域振興及び交通安全への寄与を図ることを目的としています。民間事業者の創意工夫により、市内及び近隣自治体の既存施設と共存し、地域資源を活用した地域振興施設を効率的・効果的に設計・建設・運営及び維持管理することを期待します。地域間交流や様々な情報の集積・発信が行われ、且つ地域の産業振興が図られ、施設利用者へ充実したサービスを提供したいと考えています。

また、本事業地内には市道高柳下 14 号線(以下「市道」という。)及び国土交通省が整備する簡易パーキング施設(以下「簡易パーキング施設」という。)が含まれています。市道の設計・建設・維持管理業務、及び簡易パーキング施設の維持管理業務は、本事業と一体付加の業務として捉えています。これらの業務について、市は選定事業者(以下「事業者」という。)が一体的に業務を実施することにより、本事業の効率化を図りたいと考えています。

### (3) 公共施設の管理者の名称

養父市長 梅谷 馨

### (4) 事業の内容

#### 概要

本事業は、既存施設である「但馬楽座」や「グリーンビレッジ」、「とがやま温泉」、「万灯の湯」等と連携を図りながら、市民、農林水産物生産者及び広域的な施設利用者を対象に、地域産業としての農林水産物の販売強化と販売を通じての地域間交流、さらに地域資源の掘り起こしを行い、情報・発信機能を付加して地域を活性化することを目的とした地域振興施設の整備を行うものです。

#### 事業場所及び立地条件

- ・事業場所：兵庫県養父市八鹿町高柳字野原 241 番地 1 外
- ・対象面積：地域交流ゾーン 7,042 m<sup>2</sup>  
バスターミナルゾーン 538 m<sup>2</sup>  
市道 1,618 m<sup>2</sup>  
情報ターミナルゾーン(施設名：簡易パーキング施設)

- ・用途区域：用途指定なし
- ・建ぺい率：60%
- ・容積率：200%
- ・その他：指定なし
- ・日陰規制：なし

#### 土地の供与

- ・建設予定地の内、簡易パーキング施設用地は国土交通省用地（国有地）であり、既に買収済みです。
- ・地域交流ゾーン及びバスターミナルゾーンは市の借地で、契約済みです。
- ・市道部分は市の所有地で、買収済みです。
- ・造成工事は平成17年7月頃から国土交通省と連携して市が行います。
- ・地域交流ゾーン及びバスターミナルゾーンの用地は、契約に基づき必要な期間に亘り事業者は無償提供します。

#### 施設の基本的な要件

施設利用者の安全性と利便性を重視し、ユニバーサルデザインを取り入れ、「地域産業振興・地域連携機能」及び「リフレッシュ機能」に、これらの機能を高度化させるための「情報・発信機能」を取り入れた施設を期待します。

- 1) 施設規模：施設は、年間38万人以上の利用者を想定
- 2) 設置予定場所：兵庫県養父市八鹿町高柳字野原241番地1外  
北近畿豊岡自動車道（仮称）「八鹿インターチェンジ」予定地付近
- 3) 敷地規模：
 

地域交流ゾーン	7,042 m <sup>2</sup> （駐車場含む）
バスターミナルゾーン	538 m <sup>2</sup> （バス駐車場含む）
車道	1,618 m <sup>2</sup>

 情報ターミナルゾーン（施設名：簡易パーキング施設）
- 4) 主要設備
  - ・地域交流施設：
    - ・ 休息・休憩コーナー、地域資源情報等の案内施設（総合案内所、情報発信機能）、地元農林水産物直売施設、食材加工施設、食事施設、授乳室、事務室等、倉庫、諸機器室、自動販売機コーナー、エントランス広場、イベント広場、外構、駐車場、ゴミステーション、その他（地域振興に寄与する施設を含む）
  - ・バスターミナル施設：バス停、バス待合所、バス駐車場（2台分）、外構
  - ・市道
    - 市道延長：103m
    - 幅員：道路幅員8m、12m 有効幅員6m、10m
    - 市道面積：1,618 m<sup>2</sup>（市有地面積）

道路高： 始点 No.0 :H = 78.92m、 IP.1:H = 75.44m、 終点 EP:H = 75.33m  
(要求水準書：添付資料6 参照)

市道位置の指定済み

・簡易パーキング施設(想定規模)

建物：道路情報提供施設 100 m<sup>2</sup>

トイレ施設：150 m<sup>2</sup>

ト イ レ：便器数：男子(小)8、男子(大)3、女子 11、小児用1、身障  
者用1 計 24 基

駐 車 場：チェーン脱着可、大型 4.0m × 17.0m × 16 台、小型 3.0m × 6.0  
m × 30 台

上記主要設備はあくまでも基本的な概念であり市の考え方を示しますが、この基本的な考えを如何に展開させるかに関して民間事業者の創意工夫を期待します。

簡易パーキング施設の駐車場台数は上記以上の台数が必要です。配置、台数等を提案してください。また、地域交流施設の規模により簡易パーキング施設の駐車場台数で不足するならば、地域交流ゾーンにおいて駐車スペースを確保してください。

市道は上記の要件を指定しますので、道の駅施設全体を捉えた考え方を念頭にした事業者の創意工夫を期待します。

5) 交通量

本事業地に隣接する国道9号線の12時間交通量は要求水準書のP-3に示すとおりです。

事業期間

本事業は、平成17年11月事業者との契約完了後、施設の設計・建設を経て、平成18年12月に開業し、その後(平成18年12月以前に開業する提案があればそれ以降)15年間、施設の事業運営を行うものとします。また、市道の建設にあっては、平成18年12月に供用開始できるものとし、市道と簡易パーキングの維持管理業務は、本施設の開業後15年間行うものとします。

なお、事業期間終了後の本事業の継続については、市と事業者の了解のもと契約延長することは可能とします。

事業者の業務範囲

1) 地域交流施設及びバスターミナル施設

- ・施設の設計及びその関連業務
- ・施設の建設及びその関連業務(工事監理業務等)
- ・備品整備業務
- ・開発行為の許認可変更業務、建築許認可等の手続き業務及びその関連業務

- ・完成後の当該施設の市に対する譲渡
- ・事業期間中の地域交流施設（地元農林水産物直売施設、食材加工施設、食事施設、地域振興に寄与する施設及びその他施設）の運營業務
- ・事業期間中の地域交流施設及びバスターミナル施設の維持管理業務
- ・国庫補助金認可変更申請補完業務（地域交流施設のみ）
- ・国庫補助事務関連業務
- ・事業期間終了時における引継ぎ関連の諸手続き業務

## 2) 市道

- ・設計及びその関連業務
- ・施設の建設及びその関連業務(工事監理業務等)
- ・供用開始後の維持管理業務

## 3) 簡易パーキング施設

- ・運営開始後の維持管理業務

提案(長期展望)には、市の要求水準を満たし、確実な集客、健全な運営を行った上で、民間事業者の経営能力・技術的能力を十分に活用して上記業務を一体的に行い、地域の活性化に寄与する内容を期待します。

## 事業の形態

- 1) 本事業の内、敷地は市が造成を行い、事業者へ無償提供します。
- 2) 地域交流施設及びバスターミナル施設の設計・建設・監理は事業者が行い、建設完了後、施設を市へ譲渡し、「民間事業者が一定期間業務を行う契約」を市と事業者の間で締結する「BTO方式」とします。

また、本事業地内に設置される市道の設計・建設及び維持管理業務、及び本事業地に隣接し国土交通省が整備する簡易パーキング施設の維持管理については、本事業の一体付加の業務である為、本事業の付帯事業として事業者が行うものとします。

- 3) 事業者は、施設の開業後 15 年間の事業期間中、自らの責任で施設運営を行います。本事業からの収入による堅実な経営及び適切な施設の維持管理を行なうことにより、施設利用者に対して質の高いサービス提供するものとします。
- 4) 市は、市の地域産業振興施策の一翼を担う本事業に対し、事業者がこの公共施設を整備・運営し、質の高いサービスを常時提供することの対価として、予め定められる一定の「サービス対価」を支払います。
- 5) また、本事業の業務内容には、市道の設計・建設業務、維持管理業務及び簡易パーキング施設の維持管理業務を含みます。これらの経費の支払いについては上記「サービス対価」に含みます。

## 上記に係わる税務上の必要配慮事項

- ・事業者は施設建設後、当該施設を譲渡することにより、固定資産税等施設保有に係わる

諸経費負担は軽減されます。

- ・ 初期投資額を運営期間に亘り償却できる割賦原価を採用します。
- ・ 20万円以内の備品については、事業者所有を認め、一括償却資産とします。

上記税務上の配慮事項は、最終的には事業者が自らの責任において、税務当局等に確認してください。なお、市が税務当局から今後得る情報は、応募する民間事業者に提供するものとしします。

応募者は事業計画の前提に上記事項を考慮し、事業計画の中に前提条件とした課税条件を記載してください。

#### 施設の使用料

本事業のPFI事業対象施設は、PFI法第11条の2第4項の規定により行政財産の貸付を行う事としています。事業者が市の所有するPFI対象施設を使用して15年間の事業運営を行う為、年額350万円の施設使用料を徴収します。

#### 事業に必要とされる根拠法令

- 1) PFI法
- 2) 建築基準法、建設業法
- 3) 地方自治法
- 4) その他関係法令、開発行為等の市及び県の関係条例、規則、また上記全ての法令に係わる関連施行令、規則等(市に係わる関連条例等は、事業者の要請がある場合これを開示します。)

#### (5) 事業に係わる日程(スケジュール)

本事業は、次のスケジュールにより実施する予定です。

- |                              |                 |
|------------------------------|-----------------|
| * 平成 17 年 11 月               | 事業者との契約         |
| * 平成 17 年 12 月 ~ 平成 18 年 4 月 | 詳細設計            |
| * 平成 18 年 5 月                | 建設着工            |
| * 平成 18 年 12 月               | 開業 (事業期間 15 年間) |

事業者との契約、開業予定に関しては、上記日程を遵守する(早くなる提案は可能です)ものとしします。詳細設計、建設等の整備に係わる事業工程に関しては、事業者の提案の内容とその実効性を考慮し、微調整することは可能です。

## 2. 応募手続き

### (1) 応募方法及び選定手続き

事業者の選定は、「総合評価一般競争入札」方式とします。「資格審査」では応募要件に不備のないことを確認します。提案書審査では、「入札」、「提案書の内容審査」及び「ヒアリング」を行い、提案内容及び入札価格（市の財政支出に係わる金額）などを総合的に評価し、最も優れた提案を優秀提案とし、優秀提案を行った応募者を「落札者」として選定します。

事業者の募集及び選定は、次の日程で行います。

- |                     |                                 |
|---------------------|---------------------------------|
| * 入札公告              | 平成 17 年 6 月 22 日（水）             |
| * 応募要綱等の公表          | 平成 17 年 6 月 22 日（水）             |
| * 応募要綱等説明会・質疑応答     | 平成 17 年 6 月 28 日（火）             |
| * 応募要綱質問受付          | 平成 17 年 6 月 27 日（月）～6 月 29 日（水） |
| * 応募要綱質問回答          | 平成 17 年 6 月 5 日（火）              |
| * 参加表明書・資格審査書類受付    | 平成 17 年 7 月 7 日（木）              |
| * 資格審査結果通知書         | 平成 17 年 7 月 11 日（月）             |
| * 提案書審査書類受付・入札開札    | 平成 17 年 9 月 1 日（木）              |
| * 事業者選定作業（ヒアリングを含む） | 平成 17 年 9 月 2 日（金）～9 月下旬        |
| * 落札者決定・通知          | 平成 17 年 9 月 30 日（金）             |
| * 事業者の決定（契約）        | 平成 17 年 11 月                    |

なお、上記スケジュール及び提出書類等は応募者の動向により変更することがあります。

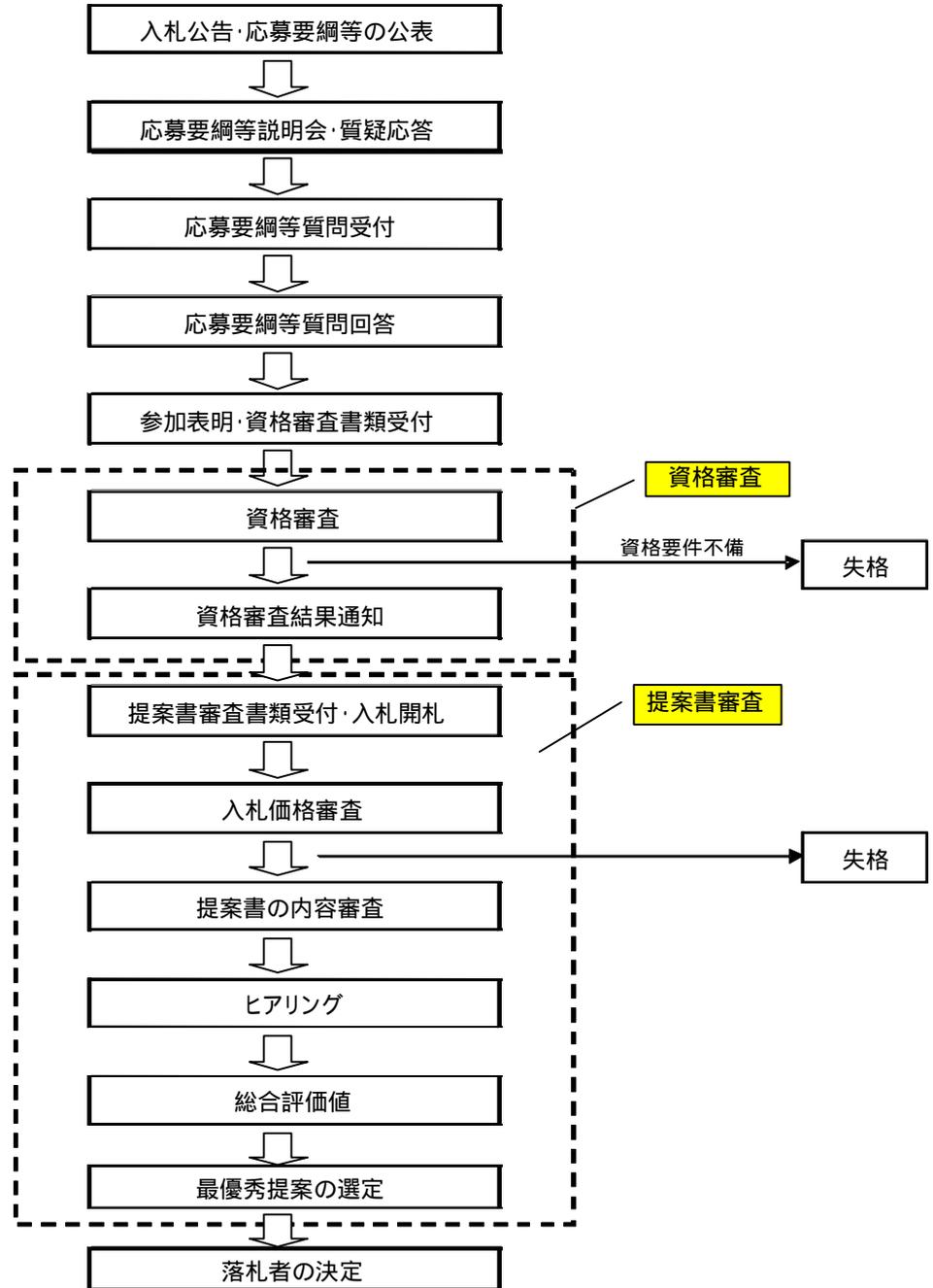
### (2) 応募要綱の配布、説明会、質問の受付・回答

応募要綱の発表は、市役所での公告、新聞発表及び養父市ホームページ掲載等の手段にて行うこととします。

応募要綱についての説明会を下記の要領で開催します。参加希望者は、平成 17 年 6 月 25 日（金）～27 日（月）の間に、企業名、参加人数及び代表社名を F A X により連絡してください。書式は様式 1 によってください。なお、参加数によっては一事業者からの参加者数の制限を行うことがあります。

- |        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| * 開催日時 | 平成 17 年 6 月 28 日（火）13:30～16:00  |
| * 開催場所 | 養父市八鹿文化会館 TEL 079-662-6141      |
| * 受付先  | 養父市政策監理部 八鹿振興課 FAX 079-662-7491 |
| * 受付時間 | 午前 9 時～午後 5 時                   |

図 1 入札公告から落札者決定までの流れ



\* 参加表明者の数によっては審査方法の変更を行うことがあります。

応募要綱についての質問等は、平成 17 年 6 月 27 日（月）～6 月 29 日（水）間に、様式 2 にて受け付けます。回答は質問者に回答すると共に説明会参加者全員に公表します。

- \* 受付先 養父市政策監理部 八鹿振興課 FAX 079-662-7491
- \* 受付時間 午前 9 時～午後 5 時

### （ 3 ）資格審査書類（参加表明書等）の提出

応募者は、参加表明書、グループ構成表、事業実績に関する調書等を次のとおり提出し、参加資格の審査を受けることが必要です。

- \* 受付日時 平成 17 年 7 月 7 日（木）午前 9 時～午後 5 時
- \* 提出方法 養父市政策監理部八鹿振興課 P F I 事業担当宛、持参により提出してください。
- \* 提出書類 「参加表明書・資格審査提出必要書類一覧」（様式 3）に基づき、参加表明書等を 1 部提出してください。

参加資格申請を行った応募者グループの代表者に対して、資格審査結果通知書を平成 17 年 7 月 11 日（月）までに送付します。

### （ 4 ）提案書審査書類の提出

提案書審査書類の提出

資格審査により、合格通知を受けた応募者は、提案書審査書類及び入札書を次の方法により持参により提出してください。但し、応募（提案書の提出）を辞退する場合は、合格通知の受け取り後 10 日以内に、前記の市担当まで書類（様式 10 - 2）により届け出てくだ

さい。

- \* 受付日時 平成 17 年 9 月 1 日（木） 午後 1 時 30 分
- \* 提出方法 養父市政策監理部八鹿振興課 P F I 事業担当
- \* 提出書類 入札書、「提案書審査提出必要書類一式」（様式 8）に基づき、正 1 部、副 9 部提出してください。

次により入札書を開封します。

- \* 開札日時 平成 17 年 9 月 1 日（木） 入札書類の提出確認後、直ちに行います。
- \* 開札場所 養父市役所 会議室
- \* その他
  - ・開札は、入札参加者又はその代理人の立会いのうえ行うものとしますが、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせるものとします。
  - ・入札金額が、市の設定する予定価格を超えている場合は、失格となります。
  - ・いずれの応募者の入札金額も予定価格を超えている場合は、再度入札を行いますが、

入札執行回数は原則として2回を限度とします。また、再度入札を行ってもなお予定価格に達しない場合は、入札の執行を取りやめます。

提案書審査書類を提出した応募者グループの代表者に対し、事業者選定結果及び落札者の決定通知書を、平成17年9月30日(金)までに送付します。事業者選定結果については市役所での公告、新聞発表及び養父市ホームページ等で公表します。

なお、応募者に対するヒアリングを9月中旬に行う予定ですが、日時については、決定次第、各応募者(グループの場合はその代表者)に連絡します。

#### (5) 問い合わせ先等

事業者選定に係わる事務局は、次の通りです。

養父市政策監理部八鹿振興課 P F I 事業担当

〒667 - 8651 兵庫県養父市八鹿町八鹿 1675 番地

TEL 079-662-3161

FAX 079-662-7491

ホームページ <http://www.city.yabu.hyogo.jp/>

また、アドバイザーコンサルタントは次の通りです。

株式会社エイトコンサルタント事業本部 第1事業部

〒700 - 8617 岡山市津島京町3丁目1-21

TEL 086-252-8943

FAX 086-252-8919

Eアドレス [e0041429@8con.co.jp](mailto:e0041429@8con.co.jp)

ホームページ <http://www.8con.co.jp/>

あさひ・狛法律事務所

〒100 - 8385 東京都千代田区丸の内二丁目1-1 丸の内マイプラザ14階

TEL 03-5219-0003

FAX 03-5219-0004

### 3. 応募要件等

#### (1) 応募者の構成等

応募者は、一事業者或いは複数の事業者グループとすることができます。但し、グループを構成する場合は、代表者を定め構成事業者の全ての代表者印を押印した「参加表明書」を提出し、代表者名で事業提案書類を提出することとします。

一事業者或いはグループを構成する場合の代表者は、飲食業、販売業、サービス業等の複合施設の運営実績を持つ事業者とし、出資比率についてはグループを構成する代表者以外の事業者の出資比率の合計は、代表者の出資比率を上回ることが出来ないこととします。

参加表明書に記載したグループ構成事業者のグループからの離脱、役割変更は原則としてこれを認めません。参加表明後から提案書提出までの間に、新たな事業者がグループへ参加する場合には、市への書面による同意取得を条件とします。

一応募者の構成事業者は、他の応募者の構成事業者となることは出来ないこととします。

仮契約後の出資事業者による出資持分の第三者への譲渡は原則として認めません。但し、契約後新たな事業者を増資等により参加させる場合や、施設の完工後出資事業者グループ間の株式譲渡を考慮する場合は、代表者の役割と出資比率の相対的重要性が変更されない限りにおいて、市の書面による同意取得を条件にこれを認めます。

#### (2) 応募者の資格要件

応募者の資格要件は下記の通りとします。また、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者、応募時に市の指名停止中である者及び本事業のアドバイザー等は、構成員となることは出来ないものとします。

##### 資格要件

グループの代表者、及び単独事業者は、飲食業、販売業、サービス業等の複合施設の運営実績を有している者であること。

建物を建設する者は、建設業法第3条の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。また、建物等を設計する者は、建築士法第23条の規定により一級建築士事務所の登録を行っていること。

建物等を建設する者は、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けた者であること。

## 4. 事業者の選定

### (1) 事業者の選定方法

事業者の選定・評価基準(4章(4)(5)参照)により、「総合評価一般競争入札」方式で、「養父市PFI事業審査委員会」において提案の審査を行います。

資格審査の合格者で行う提案書審査(入札、提案書内容の審査、ヒアリング)において、提案内容及び価格(市の財政支出に係わる金額)などを総合的に評価し、最も優れた提案を優秀提案とし、優秀提案を行った応募者を「落札者」として選定します。

但し、選定期間(参加表明提出時点から落札者の通知時点までの間)において、応募者が地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく入札参加資格の制限、または、市の指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けた場合には選定しません。なお、応募者がグループの場合、選定期間中における代表企業を除く応募者(構成事業者及び支援事業者)の入れ替えについて、応募者からの申請を受け、市が入れ替えることがふさわしいと考える場合にのみ認めます。

審査の過程において必要に応じてヒアリングを実施(平成17年9月中旬)する場合があります。日時、場所等については、後日連絡します。

### (2) 養父市PFI事業審査委員会

提案書の審査に際しては、養父市PFI事業審査委員会設置要綱により「養父市PFI事業審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置します。審査委員会にて審査を行い、その結果を公共施設の管理者へ報告し、公共施設の管理者がその報告を参考に事業者を選定します。審査委員会における審査委員は次のとおりです。

委員長	光多長温(鳥取大学 地域学部教授)
副委員長	佐藤豊信(岡山大学 農学部教授)
委員	廣瀬 榮(養父市役所 助役兼都市整備部長)
委員	長岡徹治(養父市役所 総務部長)
委員	守田 勇(養父市役所 政策監理部長)
委員	佐藤邦男(養父市役所 産業経済部長)

### (3) 審査事項

審査の視点

#### 資格審査

\* 応募要件の審査

#### 提案書審査

\* 事業者に長期の事業運営責任を全うする能力があるか否かの観点での信用調査

\* 事業運営計画の実現性・健全性審査

\* 要求水準との整合性等の技術的内容審査

\* 市が事業者を支払うサービス対価額のライフサイクルでの提案内容審査

\* 本事業の建設・運営に必要な資金計画

#### 審査項目等

審査項目と審査比重については4章(4)(5)の「資格審査評価基準」及び「提案書審査選定・評価基準」を参照してください。

#### \* 失格事項の確認

提出された提案書について、次の事項に該当しないかどうかを確認し、いずれかに該当する場合は失格とします。

- ア) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ) 提案書に不備または虚偽の記載等があった場合
- ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ) 本応募要綱に違反すると認められる場合

#### \* 資格審査、提案書審査

4章(4)(5)の「資格審査での評価基準」及び「提案書審査での選定・評価基準」により審査します。

### (4) 資格審査での評価基準

資格審査：3章に示す「応募要件等」の具備を審査します。一項目でも不備があれば失格とします。

### (5) 提案書審査での選定・評価基準

#### 審査の手順

- 1) 仕様標準審査：応募要綱の仕様標準を満たしているかどうかを審査します。決定的な欠陥があれば失格とします。これをクリアしていれば加点、減点はありません。
- 2) 事業化審査：事業化についての提案内容に関する審査。これにより実質的な選定を行います。具体的な審査項目をP-13に示します。
- 3) 審査は、審査委員会メンバーの単純加点により優先順位をつけることで行います。

#### 事業化選定基準

##### 1) 審査への基本的考え方

- ・一定期間、責任を持って施設運営していく事が可能であることを最重要項目とします。そのために、運営事業者の事業遂行能力、資金計画、事業運営計画が明確なこと、かつ確実なこと、また提案に実効性があることを求めます。
- ・併せて、魅力があり且つ集客力がある施設を効率的に運営していくことを求め、提案された運営のあり方を評価します。
- ・本事業の趣旨である「地域活性化」についての市の意向を十分に理解したハード、ソフト両面での創意工夫に富む計画を提案していただくことを求めます。
- ・価格(市が支払う対価としてのサービス対価)については、予定価格(PFIで行う

とした場合の市の財政支出額 + 補助金額)を上回る価格を提案した場合には、「失格」とします。

## 2) 具体的審査項目と比率

非価格要素の選定項目 から 及び価格要素において、それぞれ右に示す比率で加重値を求めた点数を計算し、最も高かったものを最優秀提案とします。

選 定 項 目	比 率
<b>非価格</b>	<b>75</b>
事業遂行能力	8
事業運営計画	32
維持管理計画	8
資金・収支計画	12
施設計画	15
<b>価 格</b>	<b>25</b>
計	<b>100</b>

## 3) 項目別具体的選定基準

項目	具体的選定項目
事業遂行能力	(1) 事業者の出資バランス、資本金及び人員構成 (2) 出資事業者の経営状況 (3) マネジャー（駅長）等の経営能力（未定の場合は見込み） (4) 事業推進に対する意欲 (参考) 運営の実績状況
事業運営計画	(1) 営業戦略 ・集客力・営業戦略について (2) 施設別事業運営計画 地元農林水産物直売施設 ・集荷方法について ・販売方法について 食材加工施設 食事施設 (3) 地域振興 地域農業振興について 地域振興に寄与する施設の提案内容 (4) 地域情報発信について

維持管理計画	(1)市の要求に値するサービスを安定的に提供できる維持管理計画について 施設点検について 防犯体制について 清掃について 省エネ化について
資金・収支計画	(1)事業を行うに当たっての資金確保(金融機関からの調達の可能性についても考慮) (2)債務返済能力(債務返済計画の妥当性) (3)事業期間全体を通じての資金計画(一時運転資金の調達、大規模修繕費の資金手当て等)
施設計画	(1)施設計画は市の方針を具現化しているか。利用者から見て利便性に優れた施設となっているか。 (2)集客力ある施設設計となっているか。 (3)近隣市町の類似施設と比べて差別化するコンセプトがあるか。市のシンボリックな施設となっているか。
価格	(1)現在価値換算で最低入札価格との按分比で評価する。 (2)得点 = (最低入札価格) / (入札価格) * 25 点

例えば 70 点、 85 点 65 点 70 点 65 点とすれば、非価格の評価点は  $70 \times 8 / 100 + 85 \times 32 / 100 + 65 \times 8 / 100 + 70 \times 12 / 100 + 65 \times 15 / 100 = 56.15$  点となります。価格評価は最低入札価格が 100 百万円、応募者の入札価格が 110 百万円とした場合、価格評価点は  $100 / 110 \times 25 = 22.73$  となります。したがって、応募者の評価点(合計点)は  $56.15 + 22.73 = 78.88$  点となります。

## (6) 落札者の選定結果通知及び公表

落札者(審査結果)の通知及び公表については、次の通りとします。

審査結果は応募者に文書で通知します。電話等による問い合わせには応じません。

失格となった理由については、書面により説明を求めることができます。

### 1) 提出先

養父市政策監理部八鹿振興課 P F I 事業担当

〒667 - 8651 兵庫県養父市八鹿町八鹿 1675 番地

TEL 079-662-3161 FAX 079-662-7491

### 2) 提出期間

平成 17 年 10 月 3 日(月)平成 17 年 10 月 11 日(火)までの土曜日・日曜日を除く午前 9 時から午後 5 時まで(郵送による場合は上記期間内必着)

### 3) 提出方法

説明要求の書面（任意様式）を持参又は郵送してください。電送による提出は認めません。

#### 4) 回答

市は説明要求に対して、平成 17 年 10 月 13 日(木)までに書面により回答します。審査結果は、事業者との契約締結後に講評としてまとめて公表します。

### 5. 応募に関する主な項目

#### (1) 事業の実施に係わる条件

市が無償で提供する土地等

##### 地域交流ゾーン、バスターミナルゾーン

- ・建設用地：7,580 m<sup>2</sup>（市が上層路盤及び下層路盤を除く造成計画高までの造成を行います。地質データは造成前の地質調査データです。地盤改良等は事業者の責任で地質データを基に判断してください。）

##### 市道建設予定地

- ・建設用地：1,618 m<sup>2</sup>（道路の造成計画高までの工事は市が行い、道路造成以降は事業者が地質データを考慮し市道の建設工事を行います。）

##### 上下水道等の整備状況

上下水道については、国土交通省敷地に引込み管を設置します。

電 源：最寄に電柱がありますが、電気引込みの方法は、提案してください。

ガ ス：都市ガスの設備はありません。

##### 事業の開業時期について

市の希望する開業時期は平成 18 年 12 月とし、この予定を確実に遵守頂くことが契約条件となります。ただし、開業時期を早めることは可能です。その場合の事業期間は開業から 15 年となります。

#### (2) 期待される道の駅施設の機能と役割及び事業者によるサービスの内容

先に公表した実施方針、及び本応募要綱の 1 章の(2)及び(4)に示す内容について、要求水準を満足する提案を求めます。

#### (3) サービス対価について

##### 基本的な考え方

市は事業者に対し、事業者が要求水準通りに施設の設計・建設、運営、維持管理を行い質の高いサービスを常時提供することの対価として「サービス対価」を支払います。また市道の設計・建設、維持管理業務及び簡易パーキングの維持管理業務につきましても、同様とします。

但し、事業者が要求水準を満たさず、且つ市の是正勧告等に応じない場合等は減額の対象となります。また、市道及び簡易パーキングも同様とします。

詳しい考え方は 6 章の(4)項でも示します。又、事業契約書において詳細な取り決め

を行います。

上記サービス対価額は、設計・建設費 + ( 地域交流施設及びバスターミナル施設の運営維持管理費 - 事業運営に係る収益分 ) + 市道の設計・建設維持管理費 + 簡易パーキング施設維持管理費とし、予定価格を上回らない範囲で応募者の提案を求めます。提案内容は、

サービス対価額 ( 様式 9 )

国県補助金を除いた各事業年度の支払額 ( 年 2 回払 ) ( 様式 2 5 )

サービス対価のうち施設建設に係る国県補助金相当額は年度末出来高及び完成後に随時支払うこととするため

としますが、総額を固定し各年の支払額を変動して提案する場合は市にとっての VFM が向上する場合に限りこれを認めます。なお、最終的な「サービス対価額」は、事業者との契約によることとします。

#### その他留意事項

- ・市道及び簡易パーキング施設は、( 仮称 ) 「道の駅ようか」の主要な施設です。このため、市道及び簡易パーキング施設であっても地域交流施設等と同様に事業者の持つ創意工夫、アイデア、技術力等により効率的な管理を行う提案を求めます。なお、簡易パーキング施設は国土交通省が施設整備を実施しますが、施設等の配置( 情報室、トイレ施設、駐車場、植栽、場内排水路 < 駐車場の一部は現地貯留式調整池と兼用に注意 > 案内看板、車両及び歩行者の動線計画等 ) については、配置図に網羅し提案してください。
- ・排水路、電気引込み線等にあっては、一体的な効用を図る上で、効率化且つ維持管理運営上機能的で費用の負担が明確になるよう提案してください。
- ・市道の維持管理にあっては、修繕業務は維持管理業務から除き、市の業務としています。
- ・簡易パーキング施設の維持管理にあっては、建物、器具、駐車場の修繕業務、保守管理業務及び、消耗品に掛かる経費の負担は国土交通省が行うこととしています。
- ・施設に設置される設備、備品のうち、一品が 20 万円以下の小額備品については、事業者の所有物とします。
- ・税コストの節減を図るため「割賦原価」により、初期投資額を事業運営期間で割り返した金額を課税控除として計上できます。

#### 施設の使用料金

施設の使用料金として、年間 350 万円支払うことを前提に提案してください。

なお、初年度については平成 18 年 12 月から平成 19 年 3 月末日までの 4 ヶ月 / 12 ヶ月分 ( 円未満切捨て ) を、最終年度については平成 33 年 4 月から平成 33 年 11 月までの 8 ヶ月 / 12 ヶ月分 ( 円未満切捨て ) の金額とします。支払期限は毎年 4 月末日まで、初年度においては、平成 18 年 12 月 28 日 ( 水 ) までとします。

#### (4) 施設整備及び施設運営に係わる提案

様式集の様式 11～様式 27 により市道の設計・建設、維持管理業務及び簡易パーキング施設の維持管理業務を含めて提案してください。

また、「その他特記事項」(第 28 号様式)では、様式 27 までに記述しきれない提案がある場合に記述して下さい。

他の応募者の提案内容と同様と見られない独自性のある提案を求めます。

##### 事業遂行能力の提案

- ・本事業は、「実施方針」に示すとおり地域の農林水産業や地域活性化の核施設整備事業として、また、新まちづくり計画の主要施策である「活力と賑わいのまちづくり」の中の「農林水産業の振興」、「観光の振興」及び「総合的な地域産業の振興」を担う施設整備事業として、さらに上位計画である「但馬ふるさと市町村圏計画」の実施計画の中に「道の駅」の整備計画が盛り込まれており、市の重要施策の一つの事業として位置づけられています。従って、本事業が確実に実施できる安定性且つ継続性のある事業提案を求めます。
- ・そのためには、意欲を持ったマネジャー（駅長）等の配置を求めます。

##### 事業運営計画の提案

- ・利用者へのサービス内容については、営業日数、営業時間等の基本的部分についても、「要求水準書」の内容を考慮しつつ民間運営の利点を活かした提案を求めます。
- ・農林水産物の販売、地域資源の掘り起こし、情報集積及び総合案内等を効果的に実施し、施設利用者へのサービス向上を図る方法について、創意工夫に富んだ運営提案を求めます。
- ・地元農林水産物直売施設における、品質の確保された地元農林水産物の安定供給方法については、現実的な提案を求めます。
- ・食材加工施設における加工品と開発時間、販売策等について、具体的な提案を求めます。
- ・食事施設におけるメニューや設定価格等について、具体的な提案を求めます。
- ・地域振興施設内に設置される「地域振興に寄与する施設」について、集客力のある施設を具体的に示してください。
- ・その他細部については、「要求水準書」を満足する内容の提案を求めます。

##### 維持管理計画の提案

- ・15 年間の事業期間中、施設の利便性、快適性、安全性、安心性及び効率性を適切な状態に保てる維持管理計画を求めます。

##### 資金・収支計画

- ・事業資金の調達方法について具体的な提案を求めます。
- ・収支計画では、前提条件を明確にした上で、損益計算書、資金収支（キャッシュフロー）等を示してください。
- ・その他細部については、「要求水準書」を満足する内容の提案を求めます。

#### 施設計画の提案

- ・施設全体を公園とイメージし且つユニバーサルデザインによる施設として、近隣の同様施設にない魅力ある施設の提案を求めます。
- ・年間の利用者が、少なくとも 38 万人に対応した施設規模の提案を求めます。
- ・施設の配置に無駄が無く、利用者が快適に安心して移動できる動線とユニバーサルデザインが採用されていることを求めます。
- ・地域交流施設及びバスターミナル施設の主体構造は木造ですが、大スパンやコスト縮減のために構造材の一部を鉄骨構造とすることは認めます。
- ・その細部については、「要求水準書」を満足する内容の提案を求めます。

#### (5) 資金調達等に係わる留意事項

- ・本事業に必要な資金は事業者の責任で調達してもらうこととなります。市としては、出来る限り支援をしたいと考え、応募者には、事業契約書(案)を示し、金融機関への説明資料となるように協力する予定です。
- ・事業者による金融の仕組みが、市から事業者を支払われるサービス対価の特定金融機関による代理受領の要求、事業者による将来受け取り債権を登記保全する場合等は、その内容と金融機関に関し市の同意を得ることを条件とします。この場合は理由を提案書の中で明記してください。
- ・PFI 事業における資金調達は、事業化の重要な要素の一つと考えられます。従って提案書では、金融機関との「提案時点」での交渉条件についても「資金調達計画書」(様式 26)にて提案してください。但し、これは金融機関が要求する全ての条件を市が認めるものではなく、内容次第では市として受け容れられない可能性もあることを予め了解の上で提案してください。

#### (6) 応募に係わる留意事項

##### 費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募者の負担とします。

##### 提出書類変更の禁止

提出書類は変更できません。但し、誤字、脱字はこの限りにありません。

##### 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるものとします。通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用します。

##### 知的財産権等

- ・応募者から、本要綱に基づき提出される書類の著作権は、書類の作成者に帰属します。但

- し、市は本要綱に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとします。
- ・ 応募者から、本要項に基づき提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。
  - ・ 加工品の開発により生じた商標登録等については、事業者の権利とします。

#### 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、応募に係わる検討以外の目的で使用することは出来ません。

#### 必要保険付保

事業者は事業の目的に必要と判断される保険等を事業期間に亘り付保するものとします。付保する保険の概要に関しては提案書にて明示してください。施設の完工後速やかに所有権は市に移転しますが、保険付保に際しては市を事業者と共に被保険者と設定してください。

#### その他

入札保証金は適用しません。また契約保証金は（履行保証金）については、施設整備分と運営期間分とに分けて考えています。

施設整備分については、市道建設分を含め施設整備相当額の 10 / 100 の契約保証金又は履行保証保険等により担保してください。

又運営期間分の契約保証金に関しては、本事業が長期債務負担事業であり、長期間において確実に事業を継続する為に、事業者と市とで交わす契約条件によりこれを担保することとし、養父市財務規則第 92 条第 1 項第 9 号により免除とします。

但し、事業破綻の場合については、契約項目の重要な部分として取り決めをすることとします。

## 6．契約の基本条件

### (1) 事業についての契約等

市は、事業予定者との間で予め契約を結び事業期間中に起こり得る事態に対し、その対応と措置を取り決めます。契約の主要項目と基本的な考え方は次の事項としますが詳細内容に関しては公募又は審査の過程でこれを明示します。

#### 一般規定

- \* 設置の目的
- \* 契約期間
- \* 保険
- \* 損害保険
- \* 保証
- \* 情報公開
- \* 法令変更
- \* 文章の管理

#### サービス提供に係る規定

- \* サービス提供に関する一般規定（サービスの内容、要求水準、性能仕様書等）
- \* 建設工事並びに施設引渡しに関する規定
- \* 維持管理に関する規程（施設・整備の維持管理、保全調査、大規模修繕等）
- \* 運営前準備に関する規程（契約上の運営開始日、運営開始期限の遅延、施設・整備の点検）
- \* 運営に関する規程（監視と検査、事故時の対応等）

#### 利用料金とサービス対価に関する規定

- \* サービス対価（支払い方法、調整と減額）
- \* 利用料金（設定と調整のあり方）
- \* 市が求める要求水準
- \* 要求水準が満たされなかった場合の対応・措置
- \* モニタリング（パフォーマンス評価・モニタリング項目、評価方法等）
- \* 変更（契約内容の変更に伴う変更方法等）

#### 契約終了時の規定

- \* 資産の処理方法等

#### 事業破綻時の対応

- \* 事業者の責任による契約義務の不履行
- \* 市の責任による契約義務の不履行

- \* 不可抗力事由
- \* 市による介入権

その他

- \* 契約書の変更
- \* 協定に関する法律と法域
- \* 協定の遵守に係る監査等

## (2) 想定される市と事業者の責任及びリスクの分担

基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、適正なリスク分担を基に、より低廉で質の高いサービスを長期の契約期間に亘って確実に施設利用者に提供することを目指すものです。従って、市が提供する要件等については市の責任とし、設計・建設・運営・維持管理等については事業者が責任を負うこととします。

想定されるリスクと責任分担

市と事業者との責任分担は、別添資料の「リスクの種類とリスク分担(案)」を示しますが、選定後の落札者との協議とその後の契約において確定します。

## (3) 市による事業実施状況の監視

市は、本事業の設計・建設・運営・維持管理の状況のモニタリングを行い、契約に示す義務の履行について、チェックを行うと共に、契約違反ないしは事業の健全なる運営に懸念が生じると判断される場合は、注意・予防勧告又は是正勧告などの処置をします。

設計・建設状況の確認

### ・設計時

事業者は、市に対して定期的に状況の報告を行うとともに、設計完了時に次の図書を提出して、市に内容の確認を受けるものとします。

- \* 設計図面一式、透視図(CG可)、工事内訳書、打合せ記録簿等

### ・各種申請時

事業者は、開発行為許認可申請、新山村振興等農林漁業特別対策事業補助金関連事務、建築確認申請書類等を作成し申請を行うとともに、市に事前説明及び事後報告を行うものとします。

### ・施工時

事業者は建築基準法に規定される工事監理者を設置し、市が要請した時は工事監理者が工事の状況について説明を行うものとします。

### ・工事完成時

事業者は、施工記録を整備し、次の図書を提出して、現場での検査・確認を受けるものとします。

\* 施工図面一式、透視図（CG可） 施工記録簿等

#### 施設運営状況の確認

市は、施設の供用開始後、書面による事業者からの定期報告及び現地調査を行う等により、施設の運営状況を調査し、要求水準との整合性を確認するものとします。事業者は、運営状況の把握に必要な書類として、月次営業報告や年毎の公認会計士若しくは税理士による監査済み損益計算書や貸借対照表及び支配人を始めとする組織体制等を準備し、市に対し定期報告を行うものとします。

#### 施設の維持管理状況の確認

市は、施設の供用開始後、書面による事業者からの定期報告及び現地調査により、施設の維持管理状況を調査し、要求水準との整合性を確認するものとします。事業者は、維持管理状況の把握に必要な書類として、建物及び各種設備の保守点検記録、保健所・消防署等の検査記録等を準備するものとします。

### （４）サービス対価支払いに関する基本的な事項

- ・市は事業者に対するサービス対価支払いに関して、議会の承認を得て債務負担行為を設定しました。
- ・サービス対価には、付帯事業である市道の設計・建設・維持管理業務及び簡易パーキング施設の維持管理業務の対価を含めることとします。
- ・市が事業者を支払うサービス対価は年２回とし、予算で定める債務負担行為の限度額の範囲内において、予め定めた一定の手法で支払います。
- ・サービス対価は、要求水準に整合した内容のサービス提供に対し支払うものですから、市は、契約履行についてチェックします。問題が生じ是正等の勧告に応じない場合は、減額又は支払延期等の処置を講ずる場合もあります。詳細な取り決めは契約により行うこととします。

### （５）事業の継続が困難となりうる場合における措置に関する事項

事業者の理由により事業の継続が困難になった場合

- ・市は、事業の継続的な運営を第一と考えています。従って、事業主体やその出資者が、契約時とは異なる運営方法、大幅な見込み違い、出資者の事情など事業者側の事由で破綻する可能性が高いと認められる場合には、市は事業者に対して経営改善勧告を行いその修復に係わる改善提案を求め、一定期間の間に問題の修復を要請します。
- ・事業者が市からの経営改善勧告に従わなかった場合、経営改善につき市と事業者の合意が一定期間の誠意ある協議にも拘わらず成立しない場合、あるいは一定期間の間に事業者が合意された経営改善を出来ず問題の修復が図れない場合、その他事業者の責による事情で合理的に判断し事業の健全なる継続が困難となる事象が生じた場合、事業者の債務不履行事由として市は契約を解除する権利を有するものとします。

- ・ 契約後に起こりうる事業者の株式の譲渡先については市の同意条件を設定し、市の同意のない第三者に対する事業者の株式譲渡は事業者の債務不履行事由を構成するものとします。

市側の事由により事業の継続が困難になった場合

- ・ 市による契約上の重要な義務違反で、一定期間内にこれが是正されない場合には、事業者は契約を解除できるものとし、契約解除に伴い事業者が被る損害は市が賠償するものとなります。また事業の継続が困難となる事由が生じた場合は、契約解除となりますが、事業者による市への損害賠償請求を妨げないものとします。これらの事象についても、事業者と市との契約において基本的な考え方を定めるものとします。

不可抗力事由の場合

- ・ 事象の性格、またそれが継続する期間に応じて、事象の修復と安定的な事業を保持することを目的として双方協議の上対応を図ることを基本とします。
- ・ 保険等でその修復を図れない場合、あるいは不可抗力事由が長期に亘りその修復が経済的合理性をもたらさない場合等に関しては、市と事業者双方にとり合理的な措置を契約にて定めるものとします。

#### **(6) 事業計画又は協定の解釈についての疑義が生じた場合に関する事項**

契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意を以って協議するものとします。また、契約に関する紛争については、神戸地方裁判所豊岡支部を第一審の管轄裁判所とします。

以上